

インフルエンザ登園届 (保護者記入)

甲ノ原保育園 園長殿

提出日 令和 年 月 日

組 園児氏名

医療機関 _____ において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

・発症日 令和 年 月 日

・解熱日 令和 年 月 日

保護者氏名 _____

※インフルエンザの出席停止期間は以下の通りです。

<出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日(1日目)、水曜日(2日目)及び木曜日(3日目)の3日間を休み、金曜日から登園許可(出席可能)ということになります(図1)。

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	出席可能	

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、その翌日から1日目と数えます(図2)。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過」するまでであるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	5日間					出席可能(※)

発熱等が出現

※幼児の場合、さらに解熱した後3日を経過している必要があります。

保護者の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。かかりつけ医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。